

岡崎市市民活動総合補償保険Q & A

このQ&Aに記載されている内容は、あくまで一例ですので、事故発生時の状況や活動内容などによって対象可否が変わることもあります。個別の案件については直接担当へご相談ください。（保険会社との協議が必要なこともありますので、回答までにお時間をいただくことがあります）

目 次			
1 保険の概要について	Q1-6	4 対象となる事故について (地縁組織の活動)	Q35-45
2 事故後の対応・手続きについて	Q7-14	5 対象となる事故について (市民活動団体の活動)	Q46-49
3 対象となる活動・事故について	Q15-34		

1 保険の概要について

Q1	対象となる団体を教えてください。
	広く市民のために公益的な活動を行う団体が対象です。以下の2つに分かれます。 ① 町内会・学区社会教育委員会・学区福祉委員会等の地縁組織、その他市が 市民活動団体と認めた団体（登録手続き不要） ② 岡崎市市民協働推進条例に基づき「市民活動団体登録」された市民活動団体 【登録窓口：りぶら市民活動センター、各地域交流センター】 ※個人で行う活動は対象になりません
Q2	市が主催又は共催するイベントに市民ボランティアとして参加してケガをした場合、傷害保険の対象になりますか。
	対象になることがあります。事業の担当課にご連絡ください。
Q3	事前に名簿を提出する必要はありますか。
	活動計画・名簿の提出など、事前の手続きは不要です。 ただし、事故報告時、必要に応じて名簿・規約・活動スケジュールなどの提出をお願いする場合がありますので、日頃から備えておくようにしてください。
Q4	この保険に加入していれば、今まで加入していた他の保険は必要ないですか。
	補償内容が必要最低限であることや、この保険では対象とならない活動もありますので、内容をよく比較していただき、必要に応じて個別で保険加入をするなどご検討ください。
Q5	この保険のほかに保険契約している場合でも、保険金は支払われますか。
	【傷害保険】 他の保険に関係なく本保険から傷害保険金が支払われます。 【賠償責任保険】 他に加入している保険がある場合、重複して保険金を受け取ることはできません。 事故発生時、市民協働推進課へお申し出ください。
Q6	制度の内容が変更されることはありますか。
	制度の内容は年度ごとに変更される可能性があります。（変更される場合は4月1日～） 年度の始めに、更新したパンフレットを配布・公開していますので、ご確認ください。 ☆市ホームページ「市民活動総合補償保険制度」 (ホーム>暮らし>相談・労働・市民活動・国際>市民活動>市民活動総合補償)

2 事故発生後の対応・手続きについて

Q7	「事故報告書」・「保険金請求書」はどのように入手したらよいですか。
	入手方法は以下のとおりです。 ① 市ホームページ「市民活動総合補償保険制度」からダウンロード ② 市民協働推進課で配布 ③ 市民活動センター・各地域交流センター・支所などで配布

Q8	「事故報告書」・「保険金請求書」の提出先はどこですか。
	<p>原則、市民協働推進課に提出してください。</p> <p>① 持参（代理のかたによる提出も可能です。）</p> <p>② 郵送（不備があった場合、再提出いただく可能性があります）</p> <p>※代表者が署名又は記名押印をした書類の原本が必要なため、FAX・電子メールでの提出はできません。</p> <p>※つぎの活動中の事故は、それぞれの担当課に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 安全共済会に加入している子ども会：こども育成課・ 市が把握する団体、市が主催・共催する事業：担当課

Q10	事故報告書はいつまでに提出すればよいですか。
	<p>【傷害保険】 事故日から30日以内に提出してください。 提出が遅れたことにより、事実関係や事故当時のケガの症状確認ができない場合は保険の対象外です。</p> <p>【賠償責任保険】 保険会社と協議をしながら手続きを進める必要があるため、事故が起こったら、<u>至急（休日に事故があった場合は、休日明けに）</u>事故報告書を提出してください。事故報告書の提出（=保険会社への連絡）がないまま当事者間で修理等を進めてしまうと、保険金が支払われない場合があります。 また、事故状況の分かる写真（活動中に車両へ被害を与えた場合はナンバープレートと被害箇所が一緒に写っているもの）、修理に係る見積書のコピーを提出してください。</p>

Q11	入通院した場合の傷害保険金の計算方法を教えてください。
	治療にかかった費用に関わらず、通院1日につき2,000円、入院1日につき3,000円が支払われます。1日に複数の医療機関に通院した場合も、1日分の通院保険金が支払われます。なお、医師による治療を受けず、薬局で処方箋を受け取る場合は通院に該当しないため、保険金は支払われません。

Q12	誤った内容の請求をしてしまいました。訂正は必要でしょうか。
	<p>直ちに訂正をお願いします。 内容次第では保険金詐欺の疑いをかけられ刑事告発されることがあります。誤りを発見した場合は、直ちに訂正をお願いします。</p>

Q13	通院した際、病院から発行を受けた領収証を紛失しました。保険金請求はできませんか。
	<p>領収証を紛失した場合は、診断書で代用することが可能です。（医療機関によって診断書の発行に手数料が発生することがあります。） なお、診断書は傷害の程度を立証するための書類であるため、受け取りのための通院は保険金支払い対象となりません。</p>
Q14	傷害事故の保険金請求額が10万円を超えるため、診断書を提出する必要があります。書類の様式はどこでもらえますか。
	<p>診断書の様式は市民協働推進課でご案内していますので、お問い合わせください。また、必要な内容が記載されていれば、別でご用意いただいた様式や、他の保険会社の様式の診断書でも構いません（コピー可）。 なお、診断書は傷害の程度を立証するための書類であるため、受け取りのための通院は保険金支払い対象となりません。</p>

3 対象となる活動・事故について

Q15	活動に参加しない見学者が事故にあった場合は補償の対象になりますか。
	<p>【傷害保険】 単に観覧・応援・見学をしている人、サービス・施設を利用しているだけの人、指導者又はスタッフが事前に参加を把握していない人、乳児など自発的参加意思のない人は参加者とみなさないため、傷害保険の対象外です。</p> <p>【賠償責任保険】 活動を主催する団体の過失により見学者などに損害を与えた場合は、賠償責任保険の対象になる可能性があります。</p>
Q16	自宅と活動場所の行き帰り途中の事故は補償の対象になりますか。
	<p>【傷害保険】 市民活動を行う場所と住居との通常経路における往復途中に発生した事故は、傷害保険の対象です。その場合、経路図の提出が必要となりますので、事故報告書と一緒に提出ください。 ※往復途中に私用で寄り道をした場合は対象外です。 ※自動車、原動機付自転車による交通事故は対象外です。</p> <p>【賠償責任保険】 往復途中の賠償事故（他人にケガをさせた場合、財物に損害を与えた場合）は対象外です。</p>
Q17	賠償責任保険について自己負担額（免責金額）はありますか。
	<p>活動を主催する団体の自己負担額として、1事故につき1万円の負担が必要です。保険金は、損害賠償金額から1万円を差し引いた額となります。</p>
Q18	被害者から個人に対し賠償請求された場合も対象になりますか。
	<p>団体ではなく、個人に法律上の賠償責任がある場合は、賠償責任保険の対象外です。 ※賠償責任保険の適用は、主催団体に法律上の賠償責任がある場合に限られます。</p>
Q19	市外に住んでいる人は傷害保険の対象になりますか。
	<p>原則、傷害保険の対象です。ただし、市外で活動中に発生した事故や、市外で活動するための往復途中に発生した事故は、岡崎市民のみ対象です。</p>

Q20	ギプスを装着しましたが、傷害保険金は支払われますか。
	<p>医師の指示によりギプス等の固定器具（自分で離脱着できないもの）を常時装着した結果、平常の業務の従事又は平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとみなし、傷害保険金が支払われることがあります。ギプス等の装着器具の種類、ケガの部位などによって対象となるか保険会社が判断します。 ※入院保険金の適用を受ける日は、ギプス等の着用による通院保険金は適用されません。</p>
Q21	神社やお寺の掃除は保険の対象になりますか。
	<p>神社やお寺は、宗教行事を行うとみなされるため、原則、対象外です。また、その他に政治、選挙又は営利を目的とする活動も対象外です。</p>
Q22	自動車や、原動機付自転車による事故は、保険の対象になりますか。
	<p>傷害・賠償責任保険共に対象外です。活動中に自動車等にはねられるなどした傷害事故や、運転していた際に発生した損害賠償事故は、いずれも自動車保険、自動車損害賠償責任保険などで対応していただくことになります。</p>
Q23	むち打ち・腰痛（ヘルニア含む）・テニス肘は、傷害保険の対象になりますか。
	<p>原則、傷害保険の対象外です。医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいう。医学的な明確な判断。）のないもの、持病により引き起こされた症状（又はその可能性が高い場合）などは対象外です。</p>
Q24	活動中に心筋梗塞や急性心不全、脳梗塞が起きた場合は傷害保険の対象になりますか。
	<p>上記のような疾患や心神喪失は対象外です。 ※傷害保険の対象となる事故として、「急激性（原因または結果の発生が突発的で避け得ないもの）」、「偶然性（原因または結果の発生を予知できないもの）」、「外来性（原因の発生が身体に内在するものでなく、外部からの作用によるもの）」であることが条件となります。</p>
Q25	くつずれ・しもやけ・日焼け・疲労骨折は、傷害保険の対象になりますか。
	<p>いずれも、「急激性」がないため対象外です。</p>
Q26	活動中の熱中症、細菌性・ウィルス性食中毒は、傷害保険の対象になりますか。
	<p>発生時の状況等により、対象になることもあります。 ※食中毒については法令に基づいて保健所が決定した事故を対象とします。</p>
Q27	活動中にスズメバチに刺された場合は、傷害保険の対象ですか。
	<p>傷害保険の対象です。同様に蜂やムカデ、毛虫等の虫刺されも対象です。 ※オオスズメバチの巣の駆除等の専門業者に頼むべき作業を行った結果、または専門業者しか立ち入ってはいけない場所に入った結果、事故にあった場合は傷害保険の対象外になります。 ※虫に刺された結果、後日ウィルス性の病気にかかった場合は「急激性」が認められないため傷害保険の対象外です。</p>
Q28	活動中、犬に噛まれてケガをしました。保険の対象になりますか。
	<p>動物によるケガは、傷害保険では対象です。（自分の所有する動物による事故を除く） ※ただし、賠償責任保険では動物（ペットを含む）による事故は対象外です。</p>

Q29	スポーツ団体は保険の対象になりますか。
	<p>本保険では青少年健全育成又は地域交流などを目的として行われる危険度の低いスポーツに限り対象としています。（例：学区社会教育委員会が主催する運動会や子ども会のソフトボール、フットベースボールなど）</p> <p>スポーツ活動の競技を主な目的として組織された体育協会、スポーツ少年団の加盟団体が行うスポーツ活動の事故は対象外です。</p>
Q30	活動中に倒れました。傷害保険の対象になりますか。
	<p>倒れた原因によって判断します。疾病が原因のものは傷害保険の対象外です。外からの作用によるもの（物にぶつかった、滑ったなどの原因によって転倒した場合）は対象になる可能性があります。</p>
Q31	危険度の高い活動は保険の対象になりますか。
	<p>対象外です。</p> <p>【危険な活動の例】</p> <p>ハンググライダー、スカイダイビング、ピッケル等を使用する山岳登坂、イノシシなどの有害鳥獣駆除、苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）等の毒物・劇物を使用する活動など</p> <p>※危険性が高い活動か判断が必要な場合は、市民協働推進課へお問合せください。</p>
Q32	外傷はなかったのですが、念のため病院に行きました。特にケガはないとの診断でしたが、傷害保険の対象になりますか。
	<p>対象外です。医師の診断によりケガはない（傷病名がつかない）と判断された場合は、対象なりません。</p>
Q33	治療院で医師以外の人から施術を受けました。傷害保険の対象になりますか。
	<p>施術を行ったのが「柔道整復師」の場合に限り対象です。それ以外の資格を有する者（鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師など）による施術は対象外です。また、柔道整復師による施術の場合、“診断”を受けることができないため、医学的他覚所見を示す必要があるケガや、後遺障害保険金の請求の対象外となります。</p>
Q34	ケガを放置し、相当期間経過後に受診した場合、保険の対象になりますか。
	<p>原則、保険の対象外です。活動と症状との因果関係が明らかに認めらない限り対象とはなりません。</p>

4 対象となる事故について（地縁組織の活動）

Q35	祭りの来場者が会場内で転んで骨折してしまいました。傷害保険の対象となりますか。
	<p>対象外です。祭りや講演会の来場者は、サービスを利用しているだけの不特定多数の来場者であるため、参加者とはみなされず、傷害保険の対象となりません。（Q15参照）</p> <p>※事故に対して、団体に賠償責任がある場合は賠償責任保険の対象となることがあります。（Q36参照）</p>

Q36	町内会主催の夏まつりの最中、テントが倒れ、参加者にケガをさせた場合、賠償責任保険の対象になりますか。
	活動を主催する団体が防止策を怠った等の原因によって参加者にケガをさせ、団体に賠償責任生じた場合は賠償責任保険の対象になります。
Q37	町内会の清掃活動で草刈機を使っていたところ、はねた石が他人の自動車に当たり窓ガラスを割ってしまった場合、賠償責任保険の対象になりますか。
	事故の原因が団体の指示にあり、団体に賠償責任が生じる場合、対象になります。 ※被害者が団体関係者の場合はQ38をご参照ください。
Q38	子ども会のソフトボール活動中、打ったボールが指導者の自動車に当たり、窓ガラスを割った場合、賠償責任保険の対象になりますか。
	対象となる場合もあります。団体内の事故の場合、被害者に予見可能性または結果回避義務が生じている等により、法律上の賠償責任が発生しないと判断される場合は対象外です。
Q39	町内会等が行うお祭りは保険の対象になりますか。
	活動場所や、実施内容により総合的に判断します。例えば、神仏を祀るような意味合いの行事が行われている場合や、寺社、氏子総代等が関与するお祭りの場合、政教分離の原則から <u>保険の対象外です</u> 。 ※町内会がグラウンドで行う夏祭りなど宗教性のないお祭りは対象です。
Q40	町内会・市民活動団体等の研修旅行は保険の対象になりますか。
	保険の対象となる団体の活動であっても、研修旅行は自分たちのための活動と判断されるため、 <u>対象外です</u> 。
Q41	地震が起きた際、町内会で避難所の炊き出しをしていた際にやけどをしてしまった場合、傷害保険の対象になりますか。
	被災地での給水・炊き出しボランティアなど復旧活動は対象になります。 ※地震（その他災害）そのものによるけが、危険度の高い救助活動などは対象外です。
Q42	川役としてどぶさらいを行いました。保険の対象になりますか。
	町内会活動の一環として計画的・継続的に行われるもので、地域の皆さんに参加して行う清掃であれば対象になります。 ※ただし、生産組合や農業に携わる人達だけで行う活動は対象外です。
Q43	学校との共催による運動会での事故は傷害保険の対象になりますか。
	教員や児童生徒は、学校の管理下にあるため対象外です。運営に関わる地域の役員や行事に参加する住民のかたは対象になります。 ※学校（幼稚園・保育園を含む）管理下の活動とは、教員又は職員が職務として立ち会っている活動や行事をいいます。

Q44	安全共済会（岡子連）へ加入していない子ども会は保険の対象ですか
	<p>安全共済会未加入の子ども会は、地縁団体（町内会や学区社教委員会など）の活動の一環として扱うことで対象としています。</p> <p>事故報告書は、子ども会単独としてではなく、もととなる地縁団体名で提出してください。なお、この場合、代表者欄は、総代や社教委員長など、もととなる地縁団体の代表者による署名または押印が必要です。</p>
Q45	1つのマンションの住民のみで組織される町内会です。町内会活動として、マンションの敷地内清掃をした場合、保険の対象になりますか。
	<p>清掃範囲が敷地内ののみの場合は、共益的活動とみなされるため対象外ですが、敷地を含む広範囲（敷地周辺の側溝清掃、周辺道路のごみ拾いなど）で活動していた場合は対象となる可能性があります。</p>

5 対象となる事故について（市民活動団体の活動）

Q46	市民活動団体に登録しているNPO法人です。保険の対象にならない事業はありますか。
	<p>特定非営利活動促進法第5条に定める「その他の事業」やその他の事業とみなされる事業については対象外です。また、報酬が発生している場合や収益事業等も対象外です。</p>
Q47	少額ですが、報酬やサービスの対価をもらって活動しています。保険の対象になりますか。
	<p>対象外です。わずかであっても、労働の対価やサービスの対価を受け取る活動は金額の多少にかかわらず保険の対象外です。</p> <p>※受け取ったお金が実費相当額であり、交通費等内訳が確認できれば保険の対象です。</p>
Q48	託児ボランティア中、預かっている子どもがケガをしてしまった場合は補償の対象になりますか。
	<p>【傷害保険】 対象外です。託児を受けている子どもは、単にサービスを受けているだけで市民活動の参加者とみなすことができないため対象となりません。</p> <p>【賠償責任保険】 活動を主催する団体の過失により預かっている子どもにけがをさせてしまった場合は、賠償責任保険の対象になる可能性があります。</p>
Q49	親子で参加する赤ちゃんマッサージ教室を行っています。赤ちゃんが活動中転んでケガをしてしまった場合、保険の対象になりますか。
	<p>【傷害保険】 傷害保険の対象外です。Q48同様、乳児は保護者に連れられて参加しただけで、自発的に参加する意思を有する参加者とみなすことができないため、対象となりません。</p> <p>※活動に参加している保護者がけがをした場合は、傷害保険の対象になります。</p> <p>【賠償責任保険】 活動を主催する団体の過失により乳児にけがをさせてしまった場合は、賠償責任保険の対象になる可能性があります。</p>

- 【お問合せ先】
- 岡崎市 市民安全部 市民協働推進課（市役所 東庁舎2階）
- ☎444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地
- TEL : 0564-23-6491（直通） FAX : 0564-23-6667
- E-mail : shiminkyodo@city.okazaki.lg.jp
- HP : 岡崎市ホームページ（「市民活動総合補償保険制度」で検索）
⇒パンフレット、Q & A、提出書類の様式をホームページからダウンロードできます

